

J R 東海労働関西地「申」第20号  
2015年12月14日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 大阪交番検査車両所田中助役らによる組合活動の妨害に関する申し入れ

12月10日、午前8時頃、大阪交番車両所4階詰所で大阪交番検査車両所分会が発行した「交番検査周期延伸」の組合情報のビラを読んでいた社員に対して田中正雄検修総括助役は「事情」も確かめずいきなりその社員からビラを取り上げた。そしてたまたまその横にいた組合員に対して「〇〇！ビラ配ったらあかん」と声を挙げ、同じフロアの「技術科」の前まで走りカウンター越しに「ビラ配りや」と叫び「応援」の現場管理者3名を連れ、再びソファの場所に戻ると「〇〇君ビラ配りしたやろ」「8時現認します」と一方的にまくし立てた。

その一部始終を見ていた分会役員が「社員どうしのモノのやり取りについてまで言うのか」「(組合活動を保証する)基本協約216条違反だ」と抗議したが、「応援」にきた他の管理者の一人も「現認・現認」と呟いて4名の管理者はその場を立ち去った。

この間、職場でのビラ配付行動への妨害や組合掲示物の不当撤去等に関する会社の行為に対して最高裁から「労働組合法7条3号に違反」した不当労働行為であると断罪されてきた。

会社はその都度、謝罪文を手交してはいるが、何ら反省することなく「労働組合敵視」を改めない会社の姿勢が現場管理者の行動にも滲み出ている。

このような会社管理者の行動は、私たちの労働組合を敵視し監視する会社の姿勢の現れであり、職場をびん乱する行為であり断じて容認出来るものではない。よって、ここに抗議し以下のように申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

### 記

1. 田中助役が組合員に対して言った「ビラ配りした」「現認」について、撤回し早急に本人に謝罪すること。
2. 職場での組合活動は、基本協約216条（会社は、組合員の正当な組合活動の自由を認め、これにより不利益な扱いをしない）において保証されている。会社の見解を明らかにすること。
3. 職場において労働組合が発行したビラの組合情報を読むことは、何ら問題ないと考

える。会社の見解を明らかにすること。

4. 職場におけるビラ配付の組合活動は何ら問題ないとする。会社の見解を明らかにすること。
5. 田中助役らの言動は、基本協約 2 1 6 条に違反した協約違反である。会社の見解を明らかにすること。
6. この間、職場でのビラ配付行動への妨害や組合掲示物の不当撤去等に関する会社の行為に対して最高裁から「労働組合法 7 条 3 号に違反」した不当労働行為であると断罪されてきた。この事実は認めるのか。会社の見解を明らかにすること。
7. 田中助役をはじめとするその他 3 名の管理者（中野助役、佐々木助役、山崎科長）らの言動は職場を混乱させ、職場を紊乱する行動であり、就業規則第 1 4 1 条の 2（懲戒の基準）「職務上、不当な行為を行った場合」「職務上の規律を乱した場合」であるとする。会社の見解を明らかにすること。
8. さらに、田中助役ら 4 人の管理者の言動は、就業規則第 1 4 1 条の 2（懲戒の基準）の「次の各号の 1 に該当する行為を行った場合は、懲戒解雇する。」の「職務上重大又は、悪質な不正行為を行った場合」であるとする。会社の見解を明らかにすること。
9. 職場での社員同士のもののやり取りにまでいちいち口出しせず、不当な介入、監視を止めること。
10. 今後は、職場での組合活動を妨害する行為をやめること。

以上